薬害資料データ・アーカイブズの
基盤構築・活用に関する研究

（課題番号：２２ＫＣ２００９）

令和６年度厚生労働省科学研究費補助金　総合研究報告書

2025 年 5 月

研究代表者　本郷 正武

桃山学院大学社会学部准教授）

薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究（22KC2009）
令和６年度厚生労働省科学研究費補助金　総合研究報告書

目　次

Ⅰ．研究概要　…… 1
　１．研究目的　…… 3
　２．研究方法　…… 3
　３．結果と考察　…… 4
　４．結論　…… 5
倫理審査・利益相反報告書類（桃山学院大学）…… 7
倫理審査・利益相反報告書類（関西学院大学）…… 8
倫理審査・利益相反報告書類（関東学院大学）…… 9

Ⅱ．個別報告　…… 11
（１）薬害資料アーカイブ化作業の再構成
　——展示へ向けた体制構築——　本郷正武　…… 13
（２）2024 年度インタビュー映像研究班の成果について
　——薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究——　佐藤哲彦　…… 19
（３）2024 年度薬害教育研究班の成果について
　——研究班ホームページ制作を中心に——　矢﨑千華　…… 25

研究成果一覧（当年度）　…… 31

Ⅰ．研究概要

１．研究目的

医薬品に起因する健康被害とそれに上乗せされた偏見や差別、人生設計の破綻といった生活全般にわたる被害である「薬害」にまつわる問題系を後世に伝承し、教訓とするために研究者に何ができるのか。本研究班は、薬害被害者らが残した薬害資料のアーカイブ化（記録）と、薬害教育に資する公開（展示）を学問的に追求する。本年度は本事業が掲げた「記録から展示へ」の目標に向けての３カ年計画の最終年度にあたり、これまでの事業成果をまとめ、国内外への成果発信もおこなった。その大きな成果であり、成果発信のツールとして「薬害ポータルサイト（Web サイト）」の開設がある。加えて年度末には、一般社団法人薬害研究資料館の新事務所への事業拠点の移転という節目を迎えることになった。

これまでの研究事業のあゆみを振り返る。本研究は、2010（平成 22）年 4 月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」にて、「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みを設立すべきである」との意見を実現するために始まった。資料の収集と公開には「薬害資料館」の設立が不可欠と考えられ、そこでどのようなことが必要になるか、集積された資料はどのように公開されるべきか、そうした予備的な検討をするために研究班は組織された。2013（平成 25）年度に法政大学を拠点に「薬害に関する資料等の調査・管理・活用等に関する研究」が開始され、2016（平成 28）年度から前任の藤吉圭二（追手門学院大学）により「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」に引き継がれ、約 10 年にわたって薬害資料の調査、整理を続けてきたことになる。以来、少しずつ研究テーマとその重点を変えつつも、基本的には被害者団体資料の整理と調査・目録作成に多くの予算と人員を投入してきた。

しかし、2020 年 5 月に大阪人権博物館（リバティおおさか）の閉館にともない、弁天町（大阪市港区）にあるマンションの一室を資料保管場所兼作業部屋とせざるを得なくなった。さらに近年のコロナ禍による活動制限の悪影響も相まって、本研究班の体制も見直しを迫られることとなった。しかし、2023 年度は各種関係機関やアーキビストなどからの助言により、アーカイブ化作業の適切化がかえって進むという僥倖もあった。さらに、2023 年 8 月の一般社団法人薬害研究資料館の発足に併せて、薬害研究資料館の設置に向けた動きが本格化することとなり、本研究班と密な連携を図っていくことで、記録のみならず展示に向けた動きが具体化していくことになった。

２．研究方法

本研究班は、薬害資料を整理・保全を施した上で目録を作成するチーム（本郷チー

ム)、被害者の証言映像の分析を踏まえて「市民としての薬害被害者」を示す映像資料の制作とその意義を検証するチーム（佐藤チーム)、および薬害教育に資する展示のあり方を検討するチーム（矢﨑チーム）による体制で、「記録から展示へ」を実現させるための作業・準備を、研究協力者および薬害研究資料館法人の協力の下でおこなってきた。さらに、3 名が参加している日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究(B)「薬害をめぐるコンフリクトと制度化――社会秩序形成過程にみる薬害の社会学」（研究課題番号：23H00892、研究代表者：中塚朋子）との連携により、補足的なインタビュー調査、薬害概念の彫琢と一般化を継続するとともに、事業のネットワークを広げる素地を作った。

３．結果と考察

先述した課題について、以下のような事業をおこなった。なお、より詳細な紹介は、各分担研究者による報告を参照いただきたい。

（１）資料整理、調査と目録作成

（２）証言映像の分析、肖像写真の撮影

（３）薬害ポータルサイト（Web サイト）開設、資料館訪問調査

（１）薬害資料のアーカイブ化とその保全【本郷チーム】

昨年度から、大阪人権博物館の閉鎖とコロナ禍により生じたアーカイブ化作業の歪みを是正し、さらに現存の薬害資料の適切な保全とアーカイブ化を継続した。これらの作業には、研究協力者として堀内暢行氏（国文学研究資料館）を引き続き招聘し、ほぼ毎月にわたってそれぞれ 3 日間の作業に従事いただいた。

結果として、現在所蔵する資料の大半に保全作業を施した上で中性紙箱に収め、目録化することができた。さらに、経年劣化が著しかった音源データ（カセットテープ）のデジタル化という新しい試みにも着手した他、新事務所への移転にあたっては、資料の梱包などの作業もおこなった。次年度以降には、新たな薬害資料の引き受けができる体制にまで段階を引き上げるとともに、中断していた薬害研究史のデータベース制作も再開したい。

（２）証言映像の分析、肖像写真の撮影

【佐藤チーム】

佐藤チームは、厚生労働省の事業（本年度から一般社団法人薬害研究資料館の事業に移管）として撮影された「薬害被害者による証言映像の分析」とその展示可能性の検討、そしてデジタルストーリーテリング（DST）制作支援と薬害被害者肖像写真撮影とが事業の柱となっている。本年度は、MMR ワクチン薬害の事例を中心とする考察をま

とめた論考が国際学術雑誌『Language, Discourse & Society』に掲載され、薬害の国際発信に貢献した。加えて、日本保健医療社会学会第 50 回大会の 50 周年記念シンポジウム「薬害と保健医療社会学の 50 年」の企画立案と司会を担当し、薬害調査研究が日本の保健医療社会学の成り立ちに大きくかかわっていることを示した。

これらの取り組みは、薬害被害当事者を「無力な犠牲者」などのようなイメージで捉え、固定化することに抗い、一人の等身大の生活者あるいは市民としての側面を照射することを企図したものである。このような検討を踏まえて、いかなる薬害被害者像を提示し、展示に結びつけていくかが、今後の理論的・実践的な課題である。

（3）資料館訪問調査【矢﨑チーム】

矢﨑チームは、公害や戦争といった戦後日本の被害運動にかかわる資料館の訪問調査により、効果的な薬害資料展示の方法論を探ることを目的としている。今年度は 1 件の訪問調査のみとなった一方、「薬害ポータルサイト」の制作に注力した。

薬害ポータルサイトは、基本的な薬害の定義や歴史、関連サイトのリンク、文献紹介などを掲載し、初学者に学びの動線を示している。またその掲載方法も、各薬害紹介に簡略版と詳細版とを併置させたり、スクロール表示を採用するなどの工夫を施している。以後、画像や動画の掲載、国際発信を意識した英訳ページ、スマートフォン対応、といったようにコンテンツを充実させていくことで、研究班の事業成果の発信、および展示のコンセプトの明確化を進めていきたい。

4．結論

最後に、三カ年の事業を踏まえ、次期三カ年計画の課題と方向性を示しておきたい。

まず、京都市下京区四条大宮に開設した薬害研究資料館法人の新事務所の体制構築である。新事務所は、京都市の市街地に位置し、薬害資料の収蔵・閲覧スペースや打ち合わせ場所などが十分に確保されている。このような恵まれた環境と立地を十分に活用するために、まずは昨年度と同様に薬害資料の収蔵に適した環境を整えることが急務である。そのため、これまで研究協力者としてアーカイブ化作業に従事してきた堀内氏をはじめとする研究協力者の多大な尽力が欠かせない。

次に、一般社団法人薬害研究資料館との連携を緊密なものにしたい。今年度は、肝炎原弁説明会（2024 年 8 月 21 日）、薬害教育検討会（2025 年 1 月 28 日）の場でこれまでの事業について説明し、理解を求める機会があった。しかし、新事務所を拠点とした事業をおこなうにあたっては、役割分担や研究費と運営費との切り分けなどの面で研究班と法人との協働が必要不可欠である。特に初年度は、研究協力者を増強しつつ、新しい体制づくりに注力したい。

さらに、「記録から展示へ」の方針にもとづく次の三カ年の最終目標として、『グラフ

ィック・ドキュメント　スモン』の展示を実現させる。現時点で『グラフィック・ドキュメント　スモン』で使用されたネガなど関連資料の引き渡しが可能な状態にある。今後、佐藤チームによる肖像写真プロジェクトや、矢﨑チームで検討している既存の教育資材と組み合わせた展示手法を踏まえ、展示コンセプトの検討や資料の選定をおこなう。その後、学会大会期間中での企画展示のような小規模で時限的な展示「移動展示」を企図する。

今年度も、一般社団法人薬害研究資料館および原告団・弁護団の方々、厚労省副作用被害対策室、また研究協力者各位など、多くのみなさまのお力添えをいただき、研究事業を遂行することができた。ここに記して感謝申し上げます。

研究代表者　本郷 正武（桃山学院大学）

薬害資料アーカイブ化作業の再構成
――展示へ向けた体制構築――

本郷 正武（桃山学院大学）

2023 年度より薬害資料のアーカイブ化作業のために堀内暢行氏（国文学研究資料館）を研究協力者として招聘し、2024 年度は資料の保全作業を進めた。さらに、年度末には作業スペースを大阪市港区弁天町のマンションの一室から、京都市下京区四条大宮の新三虎ビルへと移し、新たな体制の準備に入った。ここでは、アーカイブ作業の進捗状況（堀内）、および移転作業（本郷）について報告する。

１．薬害資料アーカイブ作業の概略

本年度の資料整理作業は、下記の日程で取り組んだ。

- 5/24-5/26　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 6/21-6/23　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 7/13-7/15　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 8/22-8/24　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 10/18-10/20　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 11/15-11/17　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 12/13-12/15　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 1/17-1/19　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所
- 2/13-2/15　9:00～17:00×3 日間　弁天町事務所

昨年度の作業は、これまで研究班が取り組んできた「福岡スモン（仮称）」資料などの整理データの確認と保存管理、そして移管された資料群全体把握に費やした。本年度は主に以下のフォンドの整理作業に取り組んだ。

- 薬害肝炎大阪原告団（仮称）
- 東京スモン（石坂五十鈴）（仮称）
- 兵庫スモン（仮称）

「兵庫スモン」整理作業は、後述するように、事務所引越にともない、作業を中断せざるを得なかったことにより、2025 年度も継続して実施する予定である。昨年度から、

本事業に参加することになり、また、前記したように前任者の作業を引き継ぐために、時間を費やしてきたことから、本年度は、整理方針を改めて立て直すこととした。

整理方法における新たな方針としては、アメリカ等で支持されている“MPLP（More Product Less Process）”を採用した（文末資料参照）。MPLP を採用したことで、整理作業時間を圧縮することにつなげることができ、今後の資料整理作業をこれまでよりも短期間で完了する見通しを立てることができた。

２．整理作業の概要

以前の体制での整理方法は、原秩序保存を厳密にするあまり、移管時に使用された箱に収納されたファイル（時にアイテム）を一つ一つ取り出す順番にユニークな番号を付与し、さらにファイルに格納されたアイテムに孫番号を振るといった、日本国内で通例用いられる方法を採用してきた。さらに付言すれば、その段階で個人情報に応じた公開基準も設定されていたようだ。この方法は、フォンドのリストとしては、アイテムレベルまでリスト化されることでリストからフォンド全体を把握することが可能となり秀逸である。一方で、整理に時間がかかることはもちろん、公開基準といった複雑な問題についても整理者が行うことで、大きな労力が割かれることとなる。また、薬害研究資料館が設置されることとなり、これまでの公開基準の見直しが行われる可能性が高く、改めて公開基準を設定することになる可能性が高いことから、単純な記録整理作業に転換する必要が認められた。こうした経緯から、前記したように、MPLP の方法を実験的に取り入れた整理方針を採るにいたった。

また、海外での歴史資料の調査や、国内の自治体等における情報開示請求を経ての資料調査を実施した方は経験されていると思われるが、アイテムレベルまでのリスト化は行わず、ファイルレベルまでのリスト化にとどめた。これは作業時間の短縮だけにとどまらず、アーカイブズ学において普遍的な方法を採用したにすぎず、整理上問題はない。今後、ユーザーにフォンドが公開された際に、利用状況などから所蔵資料群にインセンティブを付け、必要に応じて追加整理作業をする予定である。

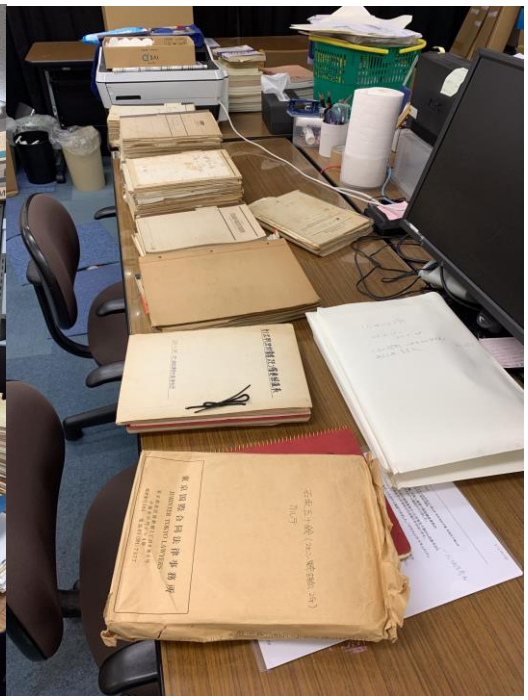
○整理時の状況

日本国内で海外的整理方針を用いた作業方針を採用することは、原秩序保存を理由に忌避されるケースが多いと思われる。原秩序保存は“Original Order”の日本語訳であるが、この用語が本来持つ意味を超え、ラディカルともいえるほど厳密かつ可逆性を担保し、さらに付与する番号によってそれを再現しようとする考えがある現状にあって、フォンドを物理的に再構成することは許されないであろう。この用語のそもそも

の意味では「記録の作成主体によって確立された、記録の構成と配列」（Society of American Archivist: “Archives Terminology”-“Original Order”: https://dictionary.archivists.org/entry/original-order.html）となるが、様々な内容のファイルが混在している状況が確認できるため、移管された際にすでに「記録の作成主体によって確立」された状態には無い。多くの現代文書は同様の状況にあると思われることから、物理的な再構成を用いた整理方針を採ることに問題はなく、また、管理しやすくなるというメリットがあげられる。例えば、カセットがさまざまな管理箱に点在されている状況を想像すると理解しやすいであろう。実際、移管時の箱から資料群を取り出し、分類していくことで、全体を把握することが出来、それぞれの分類を寄せた上で管理箱に入れることができ、管理が容易となった。

以下は、「和歌山スモン」整理時の写真である。





○音声磁気テープのデジタル化

福岡スモン資料の整理作業を終え、資料の保存管理のために、資料群中にある音声磁気テープ（カセットテープ）のデジタル化（デジタイズ）を行った。音声資料は、裁判資料（スモン患者聞き取り記録）と、福岡スモン基金として会員に向けた回覧音声、そして会主催の会議録音が主なものであった。音声資料のうち、古いものは 1980 年代に録音されたもので、経年劣化により、記録として保持することが難しい状況が予想されたことから、保存管理業務としてデジタイズを行った。

デジタイズは以下の環境で行った。

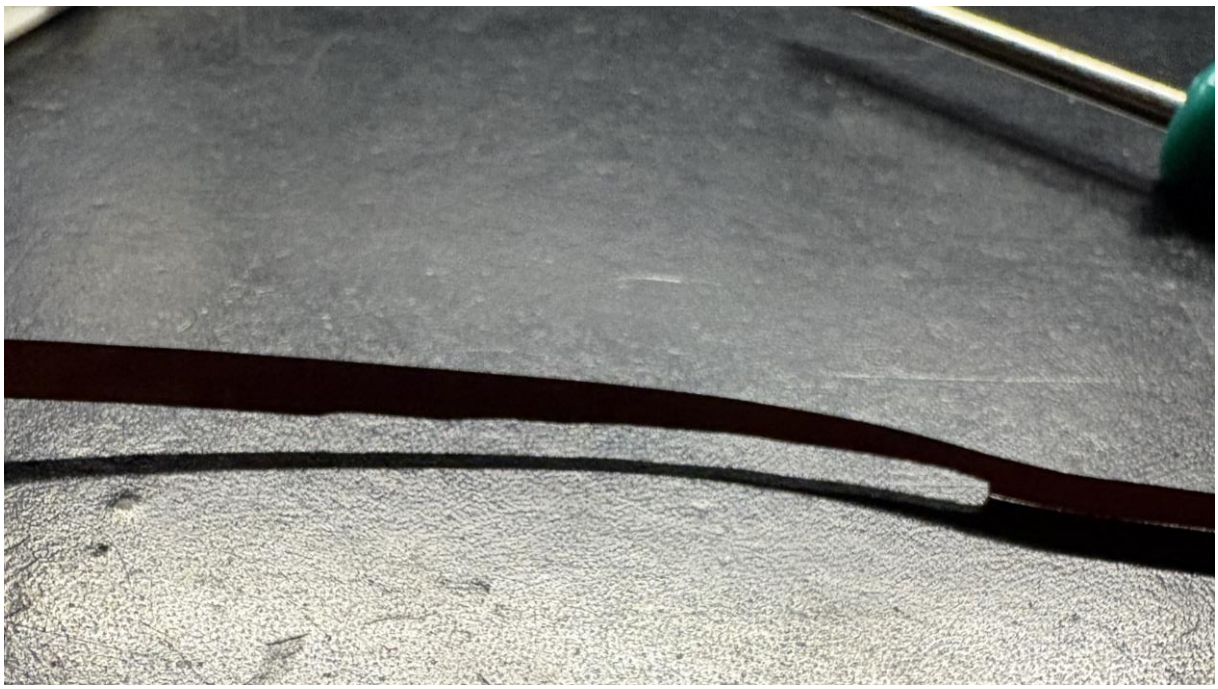
・PC（macOS Sequoia）

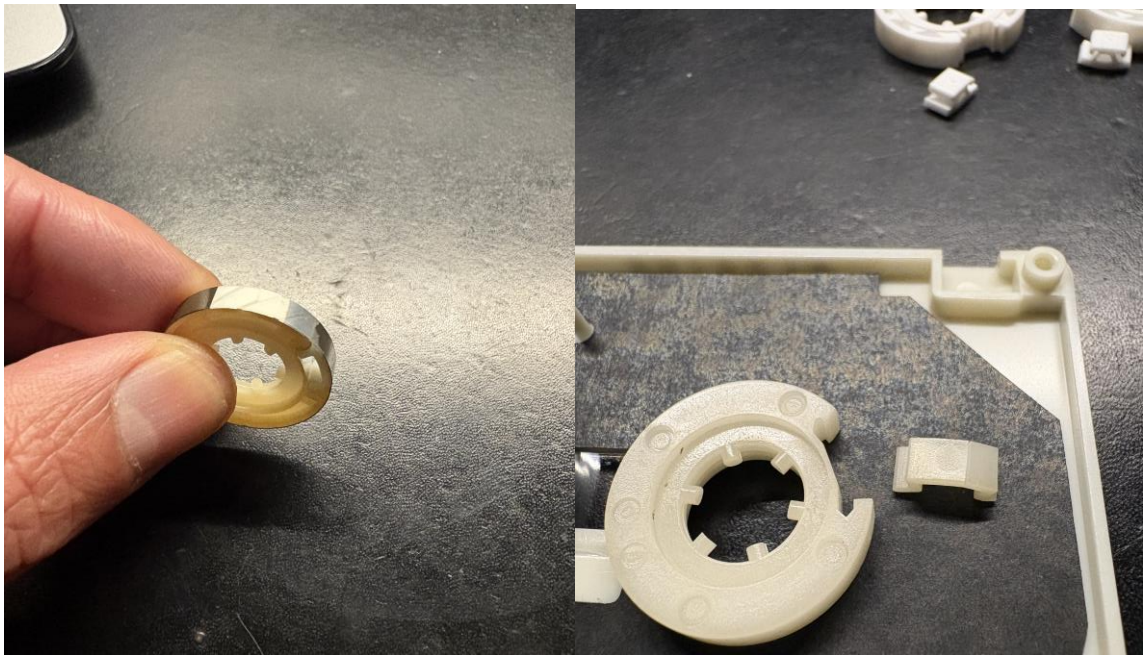
・カセットテープデッキ（AKAIGX-93）

・デジタルインターフェース（Focusrite Scarlett 2i2）

・アプリケーション（Adobe Audition 2024）

音声は保存用に WAV.フォーマットで PC に取り込み、活用のために AAC.フォーマットに変換した 2 ファイルを作成した。なお、必要に応じて AAC.フォーマットに音声のノイズの軽減やピッチ変更などを加えた。また、予想したとおり磁気テープ及びカセットテープ本体には経年劣化が認められた。下記がその例だが、磁気テープが裂けたり、カセットテープ部の劣化（破損）などがあり、その補修を行った。





音声ファイルは、ハードディスク（SSD）に入れ研究班で保存している。

３．今後の作業について

〇残部の整理

来年度は、移管されたフォンドの整理作業を終えることに集中する。時間的な問題があるものの、来年度内に本作業を終える計画である。

〇整理以外の課題

薬害記録ということで、通例の個人情報の範疇を超えた公開基準を設定する必要がある。また、すでにデジタイズを終えた音声記録などの公開方法についても、基準を設ける必要がある。この際、過度な条件を設定すると、資料をユーザーに提供することはできず、資料館としての機能やその意図を達成することが困難となる。もちろん、薬害被害当事者の方々の意向もあることから、サンプル調査などを行いつつ、適切な基準を設定できるようにしなければならない。

また、デジタル記録を含めた公開方法においても、例えば、デジタルアーカイブなどの利用を考えていくべきであろう。もちろん、個人情報を考えた上での構築・利用になる。その上で、例えば、International Council on Archives（ICA）がアプリケーションの設計を主導した“Access to Memory : AtoM”の導入など、アーカイブズ学の標準に準拠したアプリケーションを導入することなどを考えていく必要がある。

〇小括

さまざまな薬害関連資料の移管を受け入れた資料館、そして研究班に託された使命は大きい。薬害問題を未来に伝えるために、関連資料をどのように活かしていくことが可能なのか。その方法を議論し、早急に利用に資する環境を整える必要がある。そのために、能力不足かもしれないが、研究協力者として邁進していく所存である。

４．新作業スペースへの移転作業

大阪人権博物館に所蔵され、一部アーカイブ化されていた薬害資料は、2020 年度に弁天町にあるマンションの一室に移管されて以降、コロナ禍の影響もあり、十分な整理がおこなわれずにいた。さらに、大阪人権博物館の充実した保管環境に比して、防湿や防虫対策もほとんどなされていなかった。そこで 2023 年度から保全環境の整備に着手し、結果として 2024 年度には暫定的な体制を整えた。

上記の過程で、2024 年に一般社団法人薬害研究資料館の発足にともない、新規に事務所を構える必要から、作業スペースの移転と併せて検討してきた。その結果、大阪市港区弁天町から京都市下京区四条大宮の新三虎ビル 6 階への移転が決まり、2025 年 2 月 26 日から 27 日にかけて移転作業をおこなった。移転に際しては、研究協力者の堀

内氏を中心に梱包作業などをおこない、汚損などなく薬害資料の移管を終了することができた。

今後は、これまで同様に薬害資料の保全に適した環境整備、現存する資料の再配架などの作業を通して、四条大宮の新事務所の体制構築をおこなうことが課題となる。

５．今後の課題

本事業の三カ年で、不十分であった薬害資料の保全環境の整備と、四条大宮への移転を完了させた。今後、新たな三カ年で取り組むべき課題は次の四点である。

第一に、薬害資料展示に資する体制構築である。現状では薬害資料の閲覧や展示をするだけのスペースが確保されておらず、データベースの整備や展示のコンセプトもまだ着手できていない。それゆえ、先行して開設した「薬害ポータルサイト（Web サイト）」を用いて、薬害教育に資する資料を一部公開するとともに、その在り方を検討する。

第二に、薬害資料保全作業に注力した結果、既存の薬害調査研究について渉猟し、「薬害調査研究データベース」を構築することができなかった。次年度からは研究協力者を増強し、さまざまな角度から薬害に関するデータの蒐集に着手する必要がある。

第三に、薬害研究資料館法人との緊密な連携が不可欠である。たとえば、薬害ポータルサイトの制作や維持は本事業班で請け負うが、実質的な管理主体は薬害研究資料館法人であるように、研究班と法人との分掌について、より緊密な対話と連携が必要と感じている。

最後に、公害問題資料館などとの連携やネットワーク作りである。2024 年はイタイイタイ病の最後の患者が逝去した画期となった。今後戦後日本の被害者運動史を形づくる公害問題と同様に、問題の風化に抗いながら薬害研究資料館の本格稼働を目指していく所存である。

2024 年度インタビュー映像研究班の成果について
──薬害被害者の当事者性をめぐる調査研究──

佐藤哲彦（関西学院大学）

2024 年度の活動は 3 年計画の最終年度であり、その成果として「薬害被害者の当事者性」に関する研究を国際学術雑誌に発表した（Sato 2024）。これまでの 3 年間は「薬害被害者の当事者性」を再考するために、それをどのように分析して記録し、さらにどのように展示するかという方法について考察してきたが、今回はその展示を実際におこなう次年度以降の研究の前段階のまとめとして、これまでの考察を国際的に発信することで、本研究班の一つの成果とした。

これまでの報告書でも示したように、インタビュー映像研究班としての主な研究活動は二つの課題と、それらの課題のサブカテゴリーに関するものである。この場合の二つの課題とは、それぞれ「証言映像の調査研究」ならびに「映像資料の研究と構築」である。そこで、以下では、これらの課題とそのサブカテゴリーについて、これまでの成果を報告する。

（1）証言映像の調査研究

「証言映像の調査研究」という課題は、従来は二つのサブカテゴリーに分けられた。一つは、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像の分析」であり、もう一つはその展示可能性を検討する「被害経験の証言映像の調査研究」である。これらは相互に結びついており、その結びつきが「証言映像の調査研究」というカテゴリーを成り立たせている。2024 年度はこれらの結びつきをふまえた「証言映像の調査研究」としての論文刊行が、その大きなエフォートを占め、その成果でもあった。

前者「薬害被害者による証言映像の分析」という課題に関しては、従来通り、厚生労働省の事業として撮影された「薬害被害者による証言映像」について、トランスクリプションに分析用の記号を挿入しつつ当該映像を記述することを通して、薬害経験を成り立たせる言語的特徴やストーリーと、それらを可能にする技法に関する分析を行った。その分析をもとに、証言映像をどのようにカテゴリー化して記録することができるのか、またそれを踏まえてどのように整理し資料として展示できるのか、などについて考えるためである。これまでも述べてきたように、当初はこれが当研究班に課された課題であり、その意味でインタビュー映像研究班の原点ともいえる課題である。

そこでこの分析についてだが、2024 年度はこれまでのトランスクリプトとその記述を参照しつつ、その分析方法を具体的に検討し考察した。そのさいには、とくに、これまでの筆者の薬害ディスコースの研究を通して、薬害について考える一つの論点を明確化した。これは、この 3 年間にわたって後述する肖像写真プロジェクト（(2) ②）で薬害被害当事者に面会して肖像写真を撮影させていただきながら、被害経験を聞いてきた結果によるところが大きい。とくにその被害経験について話を聞かせていただいた MMR ワクチン薬害について検討したことに深く由来している。

ワクチン薬害の問題は、ジフテリア予防接種禍事件（1948 年）から 1960 年代から 1970 年代にかけてのいわゆる種痘禍問題を経て、制度的には 1980 年代末から 1990 年代にかけての MMR ワクチン薬害、さらに係争中の HPV ワクチンをめぐる問題など、これまで継続的に見られる薬害の一局面である。

これらは薬害の中でも、予防接種という同一で特定のカテゴリーにおいて継続的に発生してきた問題であり、その意味で極めて特徴的なものである。というのも、他の同一カテゴリーの問題には、たとえば、血液製剤の問題という意味で同一カテゴリーの問題として、薬害エイズと薬害肝炎があるが、これらは発生時期が重なっており、その問題化の経緯そのものも、ある意味で順序だっている。しかしながら、ワクチン薬害は、同一カテゴリーで問題が繰り返されているという意味で特徴的なものである。

そこで、このカテゴリー特有の問題について議論する必要があると考え、前年度の 2023 年度はそれを検討し、学会で報告した（Sato 2023; 佐藤 2023）。

さらに 2024 年度はこれを論文として投稿し、査読と修正を経て国際学術雑誌に掲載された（Sato 2024）。

ではここで、投稿した論文の内容について簡単に触れておきたい。新型コロナウイルス感染症の流行により、ワクチン接種をめぐっては、それを推進するディスコースやそれを忌避するディスコースが世界中に広がった。ワクチン推進派はワクチン忌避派を無知や政治的な問題の現れとする一方、ワクチン忌避派はワクチン推進派を経済的な利益によるものや陰謀的なものとして問題化した。しかしながら、ワクチンを免疫原とする医学薬学的な見方に限定するのではなく、ワクチンを社会的存在として位置づけ、ワクチン・ディスコース（ワクチンに関連する言説）の観点から分析をおこなうと、実はワクチン推進派もワクチン忌避派も、同型のワクチン・ディスコースを用いていることが観察された。これは重要な社会学的発見である。一方、日本ではワクチン薬害が制度的に認められているが、その被害経験の語りはワクチン・ディスコースには回収できない経験的で微細な言語行為となっている。その経験的で微細な言語行為がワクチン薬害にとって重要な意味をもつものといえる。以上がその内容である。そこで明らかにされたワクチン薬害の被害経験の語りの特徴とその重要性は、「被害経験

の証言映像の調査研究」のとくに展示可能性に深く結びついている。そのため、これについては、あらためて次年度以降の研究で検討することにした。

さてそこで、被害経験の証言映像をとくに展示という活動との関係で十分に考察するためには、上のような証言映像の分析だけでなく、既存の証言映像の記録や展示がどのように行われているのかについての調査研究が必要である。とくに被害経験や病いの経験などの証言映像をどのように記録し、どのように展示するのかに関する知見は、今後の薬害被害者による証言映像の記録の保存と展示について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

そこで、2024 年度もこれまで同様、いくつかの美術館や博物館において肖像写真や証言映像の観察を行った。とくに京都国際写真祭などの国際的な写真展では近年、紛争や社会問題の被害をめぐる映像作品が展示されることも多く、それらがどのように上映されるのかだけでなく、それらがどのような展示形式において上映されているのかなどについても観察をおこなった。その研究成果については次年度以降の実践において活かされるであろう。

（2）映像資料の研究と構築

もう一つの課題である「映像資料の研究と構築」という課題は二つのサブカテゴリーに分けられる。「DST の制作支援」と薬害被害者の「肖像写真プロジェクト」である。

①映像資料の制作支援

薬害被害に関する映像資料、とくにデジタルストーリーテリング（以下、DST）制作は、薬害資料の展示において、当事者が主体的に関与する形での記録及び展示実践に対して貢献するものと考えられ、企画された。当研究班では 2019 年度にこれを発案し、2020 年度に試験的にワークショップを実施し、2021 年度においてはその制作を継続的に行った。ただし、コロナ禍のせいもあって、昨年度以降これが実質的に中断している。

ただし中断の理由は、すでにコロナ禍のせいだけでない。それは一つには、最近では当事者を中心とした研究者による映像実践が DST とは別の形で行われることも多く見られるようになり、それらを参照することを通じて DST の方法そのものについても見直す必要があるからである。さらに、現在の制作方法を進めていく場合に、何が問題となるのかについてより実践的に明らかにする必要があると考えられたからである。そのさいとくに参考としたのは、2023 年度に検討した EthnoFiction の手法や公衆衛生的をめぐる映像人類学などの手法である。加えて、社会問題の当事者が Instagram や

TikTok で映像を発信することなども一般化しつつあり、それらを鑑みて、むしろ今後の提示方法との関係でこれを見直す必要が考えられた。

さらに上述した証言映像の分析との関係で、映像を活用した展示などを行っている写真展などを多く観察し、写真（静止画）と映像（動画）の境界だけでなく、そもそもここで考える必要のある「被害者の当事者性」を示す一方で、「市民としての被害当事者」をどのように共存させることが可能なのかについて（あるいはそこにある、ある種のジレンマについて）、映像や写真展示におけるシークエンスとカテゴリーの機能をめぐる問題を踏まえて考察する必要性が喚起された（2025 年度国際社会学会 ISA FORUM で発表予定／発表採択済み）。これについても引き続き、ディスコース分析の方法を応用しながら検討する必要があると考えられる。

そこで、「被害者の当事者性」と「市民としての被害当事者」との関係性の見直しによる展示可能性、さらに論文刊行のエフォートとの関係もあり、映像制作実践については一旦保留して、次年度以降に再検討することとした。

②薬害被害者の肖像写真撮影

上で触れた映像資料 DST に代表される「被害者の当事者性」と「市民としての被害当事者」の関係を補完する形で継続的に行ってきたのが、薬害被害者の肖像写真撮影である。これは「薬害被害者肖像写真プロジェクト」として開始し、将来的な薬害資料展示のことを念頭に、薬害被害経験のリアリティを補強するために行っている。

昨年度も述べたように、薬害被害者による社会との連帯は、単に被害者であることだけでなく、同時に市民であることを実践することを通して達成されると考えられる。先に発表した論文（Sato 2024）ではその一端が示されている。言い換えると、旧来の資料や証言の展示では、「薬害被害を訴える薬害被害者」としての役割に被害者らを固定してしまう恐れがあり（佐藤 2016; 2018; 2023）、それと同時に「市民としての薬害被害者」を示す必要がある。それを達成するためプロジェクトが「薬害被害者肖像写真プロジェクト」である。そこで 2024 年度は 2 名の方の肖像写真を撮影した。ただしエフォートと予算の都合上、それ以上の撮影は出来なかった。

なお、薬害被害者は公害被害者と異なり地域性がないために、一回の調査で複数を対象とした連続的な撮影がほぼ不可能である。そのため、それを補うような機会を企画する必要がある。この点は次年度以降に検討する必要がある。

（3）おわりに

2024 年度は上記の活動に加えて、日本保健医療社会学会第 50 回大会において、50 周年記念シンポジウム「薬害と保健医療社会学の 50 年」という、薬害に関するシンポ

ジウムを企画・運営した（筆者は企画と司会を担当した）。薬害被害者 2 名の方々にも登壇していただき、薬害の被害経験について日本保健医療社会学会の会員だけでなく一般参加者に対しても、広く理解を促すことができた。日本の医療社会学の成り立ちの一つとして薬害研究が重要であることを、あらためて広く示すことが出来たと考えられる。これも 3 年間の成果に一つとしてあげておきたい。

最後にあらためて指摘しておくが、本研究独自の視角として重要なのは「被害者の当事者性」ということである。これは一般的には――つまりこれまでのさまざまな被害をめぐる研究では――「被害者役割」や「被害者カテゴリー」を指すことがほとんどであるが、本研究ではそうではなく、むしろ被害者自身が被害を生きていく上で、被害者であることを忘れようとしたり止めようとしたりすることもまた、その当事者経験の一部と考える必要がある、ということを意味する。そのような経験もまた被害経験の一部であるということである。それを分析的に示したものが（Sato 2024）であり、また 2025 年度に国際学会で報告を予定している研究である。したがってこれから具体化していく展示も、そのような観点を十分に実現できるものとする必要があるだろう。

次年度以降も、2024 年度に構築したホームページの活用などもふまえ、そのような薬害被害経験について広く理解を促す機会をつくり出すとともに、あらためて展示方法について探求することになると考えられる。

佐藤哲彦, 2016,「薬害の社会学的記述に関する考察――薬害ディスコースの分析」『関西学院大学先端社会研究所紀要』13, 89-104.

――――, 2018,「逸脱研究の論点とその探求可能性――ディスコース分析をめぐって」『社会学評論』68(1), 87-101.

――――, 2023,「第 1 章 薬害の定義と薬害概念」本郷正武・佐藤哲彦編『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』, ミネルヴァ書房.

――――, 2023,「反ワクチン論とワクチン薬害――陰謀理論時代における薬害言説の困難をめぐる考察」テーマセッション「新しい薬害」の外延を探る, 2023 年 10 月 18 日, 立正大学, 第 96 回日本社会学会大会. *

Sato, Akihiko, 2023, "Between Promoter and Obstructionist of Vaccination: Vaccine-induced sufferings and anti-vaccination discourse in Japan", Session 379. Language on Health Under COVID-19 Pandemic. Part III, June 30th, 2023, *ISA World Congress of Sociology*, Melbourne, Australia. *

Sato, Akihiko, 2024, "Vaccine Discourse and Vaccine-Induced Sufferings: Discourse analysis of the promotion and hesitation of vaccination in Japan", *Language, Discourse & Society*, 12(1), 13-35. *

*なお、これらは学術振興会による科研費研究（分担者、課題番号 23H00892）との合同の成果である。

2024 年度薬害教育研究班の成果について
――研究班ホームページ制作を中心に――

矢﨑千華（関東学院大学）

薬害教育研究班は、今年度も昨年度と同様に「記録から展示へ」という研究班の方針に沿って活動した。昨年度に引き続き、展示の参考となる各地の資料館等訪問について継続した。一方、2024 年度は 3 か年計画の最終年度でもあり、これまでの研究班の成果を発信する薬害ポータルサイト（薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究 2025）の作成を中心とした活動を行い、公開に至った。後者に関連した活動の比重が大きかったこともあり、前者については最小限のものとなったが、これらについて以下のとおり報告する。

１．各地の資料館等訪問

2023 年度にもいくつかの資料館等へ訪問・聞き取りを行なったが、2024 年度においても調査を継続した。とはいえ、研究班のホームページ作成に注力したこともあり（**2.**）、訪問先は下記の 1 カ所となった。

〇資料館訪問について

	調査日	調査地	調査者
①	2025 年 2 月	学校法人北里研究所北里柴三郎記念博物館（東京都港区）	矢﨑

北里柴三郎記念博物館（①）は、北里大学白金キャンパス内にある施設である。北里柴三郎（1853～1931 年）は、破傷風の血清療法を確立し、ペスト菌を発見したことでも知られる細菌学者である（パンフレットには「近代日本医学の先覚者――北里柴三郎」と記載）。この博物館では、彼の経歴と業績に関するパネルや仕事道具が展示されている。大型モニターで親族の語りを中心にした映像も流されていた。また、新札導入後間もないこともあって、紙幣にまつわる展示もされていた。

昨年度に訪問したような公害や戦争関連の資料館のように、対外的に学習機会を提供することもその目的の一部としている資料館とは異なるものの、限られたスペースでコンパクトにまとめられており、簡明な展示となっていた。

○「健康と福祉を守る明るい生活展」について

上記の通り、2024 年度は薬害教育の参考となる資料館や博物館への訪問は少なかったが、医薬品や医療に関連するような、薬害教育に通じる展示が過去に実施されていないのかについて文献調査を行なった。そして、「健康と福祉を守る明るい生活展」が厚生省（当時）によって実施されていたことがわかった。現時点ではこれについてのまとまった十分な記録を見つけることはできていないが、これまでに明らかになった点は以下のとおりである。

「健康と福祉を守る明るい生活展」は、厚生省設置 20 周年記念事業として 1958（昭和 33）年から 1959（昭和 34）年にかけて実施されていたものである。記念式典と併せての開催である。管見の限り、これに関する資料は少ないものの、「厚生行政全般にわたつて総合的な解説を行つたもの」（橋本 1958: 序）で、1958 年 10 月の東京日本橋三越を皮切りに全国 8 カ所（東京、名古屋、小田原、広島、山形、滋賀、京都、宮崎（1959 年 9 月 14 日時点では予定））で開催されている（厚生省 1959）。東京日本橋三越での開催初日には当時の皇太子（現上皇）の訪問があったことが新聞で報道されている（1958 年 10 月 1 日読売新聞夕刊、1958 年 10 月 1 日朝日新聞東京夕刊）。

関係者にのみ配布されたと思われるアルバム（厚生省 1959）によると、医薬品に関しては「医薬品の製造と監視・日本人による薬の発見」「薬の買い方・使い方」「家庭薬と新薬」といった内容の展示が行われている。会場正面入口に設けられたパネルには「明るい生活への願い―健康で文化的な生活を―　これが私たちの共通な願いである。このためには国も国民も一体になつて、その妨げとなる病気や悪い環境と斗い、これに打ちひしがれた人々に力を貸し添え、みんなで希望と笑いに満ちた明るい日々を作り出さなければならない……」とある（厚生省 1959）。この文章からもわかるように、展示会全体では子どもの健康や成人病、結核といった多岐にわたる内容の展示があり、その中のひとつに医薬品に関わるものも含まれている。全体でパネルは 85 枚、これを中心としてパノラマ・ジオラマを配置し、東京会場では医療機器の実物の展示も行われていた（厚生問題研究会 1959: 51）。『厚生』では、当時の厚生行政を総合的に

扱っているために、「見た目にはバラバラの感じ」でそれぞれの問題を掘り下げて解説することができていなかったと指摘されている。福祉部門の取り上げられ方が充分でなかったという声もある（全国社会福祉協議会編 1959: 68-9）。

1958 年から 1959 年当時は薬害スモンやサリドマイド薬害の被害が生じている状況である。展示内容の詳細について把握することによって、医薬品をめぐる状況が市民にどのように伝えられていたのかについて明らかになるであろう。また、展示会自体がどのような企画であったのか把握することによって、そういった「歴史」を踏まえたものとして今後の薬害研究資料館の展示も位置付けられると考えられる。

２．薬害ポータルサイトの制作

冒頭でも触れたように、2024 年度は 3 か年計画の最終年度あり、その成果として本調査研究班の活動を発信するホームページ（「薬害（D.I.S）ポータルサイト、https://disarc.org/）を制作し公開した（薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究 2025）。

このサイトでは、これまで薬害について学習したことがない初学者であっても、それぞれの薬害に関する基本的な知識が得られる内容となることを重視し、各薬害の概要や略年表を作成した。

ホームページの構成は以下のようになっている。下線が引かれている項目は、薬害教育研究班が主に関わったコンテンツである。

① このサイトについて
② サイトマップ
③ 薬害関連リンク
④ ご利用規約
⑤ お問い合わせ
⑥ 各薬害概要
⑦ 年表
⑧ 所蔵資料
⑨ 被害の肖像
⑩ 文献紹介

各薬害の概要(⑥)については、200 字程度の簡略版と 2,000 字程度の詳細版を設け、簡略版にはその薬害に関わる出来事についての略年表も置いた。簡略版からその薬害の大要を押さえ、学習の必要に応じて詳細版を確認するという学びの動線を想定している。

とはいえ、それぞれの薬害の当事者や研究者が各薬害について記述したテキストとは異なり、『薬害を学ぼう』(厚生労働省 2025)のほかに、ある程度情報の水準を統一した初学者向けのテキストを作成することの困難さがこの取り組みを通じて浮き彫りになった。

また、各薬害とそれらに関係する薬事行政の変遷について確認することのできる年表も作成した(⑦、1930 年代から 2020 年代まで)。年代表記を画面の中央に表記し、その左側に各薬害に関する出来事を、右側に薬事行政・日本の動きに関する出来事を配置し、スクロールすることで順に表示されるよう工夫した。

③では「薬害被害者団体連絡協議会」、「薬害オンブズパースン会議」、「薬害を学ぼう」、「医薬品医療機器総合機構」を記載している。また、⑩では薬害についてより深く学ぶことのできる文献として、『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』(本郷・佐藤編 2023)で推薦しているものを土台に紹介している。

⑧および⑨については、準備が整い次第順次公開の予定である。とくに⑨に関して、現時点では各薬害概要や年表はテキストが中心になっているため、教育の効果と関係すると考えられる画像(写真)や音声などの充実についても、一般社団法人薬害研究資料館とも連携して進めていく必要がある。

３．今後の課題

昨年度の研究報告では、「各地の資料館等での教育実践についての聞き取りに加えて、当事者も含めて教育プログラムに実際に参加する機会を得る」ことが今後の課題であると記載していたが、今年度そういった活動を実施することはできなかった。この残された課題に加え、今後は薬害ポータルサイトを充実させながら、国際発信にも活用できるよう英文バージョンの作成を行う、より多くの人の目にとまるようスマートフォン表示対応を行うといったことについても検討していきたい。

【参考文献】

橋本龍伍，1959,「序」『健康と福祉を守る明るい生活展』（写真アルバム）.

本郷正武・佐藤哲彦編，2023,『薬害とはなにか――新しい薬害の社会学』ミネルヴァ書房.

厚生問題研究会，1959,「回を重ねる『明るい生活展』」『厚生』，14（3）.

厚生労働省，2025,「薬害を学ぼう」（2025 年 5 月 9 日取得，https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwomanabou.html）.

厚生省，1959,『健康と福祉を守る明るい生活展』（写真アルバム）.

薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究, 2025,「薬害（D.I.S）ポータルサイト」（2025 年 5 月 9 日取得，https://disarc.org/）

全国社会協議会編，1959,「昨年の社会福祉広報から」『社会事業』42（2）.

研究成果一覧（当年度）[1]

１．本郷正武，2024,「プレ薬害とポスト薬害を夢想する」『ソシオロジ』69(1): pp. 23-29.

２．Hongo, Masatake, 2024, “The Three Factors That Triggered the Establishment of the Japanese Concept of Yakugai,” International Sociological Association, RC25 meetings at the Maria Grzegorzewska University in Warsaw (Poland), September 19th.

３．Sato, Akihiko, 2024, “Vaccine Discourse and Vaccine-Induced Sufferings: Discourse Analysis of the Promotion and Hesitation of Vaccination in Japan, Language,” *Discourse & Society*: 12(1): pp. 13-35.

４．矢﨑千華，2025，「「薬害」としてのストマイ難聴――ストレプトマイシンの使用による健康被害に関する考察」『関東学院大学人文学会紀要』151: pp. 83-108.

[1] なお、これらはいずれも学術振興会による科研費研究（分担者、課題番号 23H00892）との合同の成果である。

令和　7　年　5　月　15　日

厚生労働大臣 殿

機関名　桃山学院大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　中野　瑞彦

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1．研究事業名　医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

2．研究課題名　薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する研究

3．研究者名　（所属部署・職名）　社会学部・准教授

（氏名・フリガナ）　本郷　正武・ホンゴウ　マサタケ

4．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	□　■	□		□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講　■　　未受講　□

6．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有　■　無　□（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有　■　無　□（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有　■　無　□（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有　□　無　■（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2025年　5月　13日

厚生労働大臣　殿

機関名　関西学院大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　森　康俊

次の職員の（元号）　年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

２．研究課題名　薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　社会学部　教授

（氏名・フリガナ）　佐藤　哲彦　（サトウ　アキヒコ）

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（※3）	□　■	□		□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　■	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■　　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ■　無 □（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ■　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ■（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和　7　年　5　月　16　日

厚生労働大臣　　殿

機関名　関東学院大学

所属研究機関長　職　名　学長

氏　名　　小山　嚴也

次の職員の（令和）6　年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

１．研究事業名　　医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

２．研究課題名　　薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築・活用に関する実践的研究

３．研究者名　（所属部署・職名）　社会学部・准教授

（氏名・フリガナ）　矢﨑　千華（ヤザキ　チカ）

４．倫理審査の状況

	該当性の有無	左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有　無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
人を対象とする生命科学･医学系研究に関する倫理指針（※3）	□　☒	□		□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□　☒	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	□　☒	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入すること（指針の名称：　　）	□　☒	□		□

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。
（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

５．厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒　　未受講 □

６．利益相反の管理

当研究機関におけるＣＯＩの管理に関する規定の策定	有 ☒　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究機関におけるＣＯＩ委員会設置の有無	有 ☒　無 □（無の場合は委託先機関：　　）
当研究に係るＣＯＩについての報告・審査の有無	有 ☒　無 □（無の場合はその理由：　　）
当研究に係るＣＯＩについての指導・管理の有無	有 □　無 ☒（有の場合はその内容：　　）

（留意事項）　・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。